

確定申告は自分で書いてお早めに

平成15年分の所得税の確定申告の受付が2月16日(月)から始まり、所得税は、税法に従って自ら自分の所得と税額を正しく計算して申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。申告をしなければならぬ人が申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告したりすると、加算税や延滞税を納めなければならないこととなります。確定申告は期限を守って正しく申告・納税しましょう。

所得税の「確定申告」

平成15年分の所得税の確定申告をしなければならないのは、事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方、給与所得者の方で平成15年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方や給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方などです。

所得税が還付されることもあります

確定申告をする必要のない給与所得者の方でも、高額な医療費を払った場合や、住宅などを取得し新しく住宅ローンを借り入れたときなどは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されることがあります。還付を受けるための申告書は、2月15日以前でも提出すること

ができますので、申告書は早めに提出しましょう。

自宅のパソコンで申告書が作成できます！

確定申告書は、国税庁のホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」で、譲渡所得内訳書(土地・建物用)は札幌国税局ホームページから作成することができます。

これは、インターネットに接続したパソコンで申告書を作成し、カラープリンタで印刷すれば、そのまま提出できるといった便利なコーナーです。

国民年金控除を受けるには

「国民年金保険料控除」は、15年中に支払った年金保険料について控除されますので、控除を受けられる方は、支払いを証明する書類(領収書または口座振替の場合は預金通帳など)の

提示が必要になります。

なお、平成14年4月から年金保険料に関する事務が、市区町村から社会保険事務所に移管されており、市町村窓口では年金保険料の支払額を確認することはできませんので、支払いを証明できる書類などが無い場合は、事前に旭川社会保険事務所から「国民年金保険料納付確認書」の交付を受けてください。(確認書の交付申請用紙は、役場年金担当窓口にあります。)

障害者控除を受けるには

「障害者控除」とは、所得者本人が障害者であるとき、または配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が障害者である場合に、申告者の所得金額から一定の額が控除されるものです。

「障害者」の対象となるのは、次に該当する方をいいます。児童相談所などで知的障害者



(重度・中度・軽度)と判定された方

精神障害者保健福祉手帳1(3級)を有している方

身体障害者手帳1(6級)を有している方

戦傷病者手帳を有している方
原子爆弾被害者援護法の認定を受けている方

65歳以上の方で常に就床を要し、複雑な介護を要する者として町長の認定を受けている方

65歳以上の方で、障害の程度が または に該当する方と同程度の状態にある者として町長の認定を受けている方
なお、 と に該当する場合は、確定申告の際に「障害者控除対象者認定書」を提出する必要があるため、事前に役場

社会福祉担当窓口で認定書交付の申請を行ってください。

平成15年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、

平成16年2月16日(月)～平成16年3月15日(月)まで

申告書は「確定申告の手引き」を参考に作成してください。ご記入いただいた文字や数字は、コンピュータが直接読み取りますので、丁寧にご記入願います。

申告相談にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告所の控え、使い慣れた計算器具や筆記具をご持参ください。

- 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>)
- 札幌国税局ホームページ (<http://www.sapporo.nta.go.jp/>)
- 確定申告書の提出・ご相談は・・・富良野税務署 ☎ 22-2144 または 役場町民税務課 税務係 ☎ 52-2145
- 国民年金保険料に関する申請は・・・役場町民税務課 戸籍年金係 ☎ 52-2145
- 障害者の認定に関する申請は・・・役場保健福祉課 社会福祉係 ☎ 52-2144